

阿見町公民連携 (PPP)導入指針

阿見町

阿見町公民連携(PPP)導入指針 目次

1 指針策定の背景と目的	1
2 公民連携(PPP)とは	1
3 PPP事業の原則	2
4 導入検討の対象とする事業	2
5 導入のプロセス	3
ステップ1:対象事業の検討・選定	4
ステップ2:PPP手法候補の選択	4
ステップ3:PPP手法候補の「簡易な検討」	5
ステップ4:PPP手法候補の「詳細な検討」	6
ステップ5:PPP手法導入方針の決定	6
6 プロセスの効率化	7
7 導入検討・推進体制等	8

1 指針策定の背景と目的

本町では、これまで、事務事業の見直しや財源確保の推進、将来を見据えた公共施設等の資産管理、組織の効率化と人材育成、町民参画と協働のまちづくりの推進といった行政改革に取り組み、質の高い行政サービスの提供と財政の健全性の確保に努めてきました。

一方、本町においては、近年人口増加の傾向にありますが、今後は少子高齢化による社会保障関係費や公共施設等の維持・更新に伴う財政需要などの増大が見込まれ、町の財政状況はより厳しさを増すことが予想されます。新たな事象や社会経済状況の変化により、町民ニーズが多様化している中、行政サービス水準を維持し、将来にわたって持続可能な行政経営を継続していくためには、限りある行政資源を効果的・効率的に活用する必要があります。そのためには、行政だけでなく、町民との協働に加え、民間団体や民間事業者などと連携しながら行政サービスを提供する仕組みを整えることが重要です。

こうしたことから、これまで行政が主体となって提供してきた行政サービスについて、「誰が最も効果的かつ効率的なサービスの担い手となり得るのか」という観点から、行政と民間事業者等との連携により提供していくため、「阿見町公民連携(PPP:Public Private Partnership)導入指針」を策定し、民間活力の導入を推進します。

2 公民連携(PPP)とは

公民連携(PPP:Public Private Partnership※以下PPP)とは、行政と民間の連携・協働により、公共施設の整備や公共サービスの提供等を行うことです。これまで、行政が行ってきた公共施設の整備等に、民間の知恵やアイデア、資源(資金)や技術、ノウハウを最大限に発揮させることで、より施設整備費の縮減や公共サービスの向上、施設の有効活用、業務の効率化などを目指すものです。

PPPの効果とは、民間との連携を図りながら、公共サービス全般を運営していくことで、質の高い町民サービスの提供と財政基盤の強化などがあり、単に町民サービスの担い手を町職員から事業者へ替え、人件費等によるコスト縮減の効果だけを指すわけではありません。現在は多くの自治体において、規制の緩和や先進的な研究等により、これまで行政が担うものとされてきた様々な分野において民間のノウハウや創意工夫等を活用した連携が進んでいます。また、連携する民間企業等にとっては、PPPに取り組むことで、企業の社会的責任が果たされ、ブランドイメージや社会的信用の維持及び向上を図ることができると考えます。

PPPには、ソフト分野やハード分野で様々な手法で取り組むことが可能であり、根拠法についても民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)の他、多岐にわたります。本導入指針では、参考資料に事業方式の概要を示しますが、国のガイドラインや指針、マニュアルの改定、制度変更や民間市場の成熟等にあわせて、今後、新たなPPPの手法が追加される可能性も高く、最新情報の入手に努める必要があります。

3 PPP事業の原則

共通の目的に向かって進めるPPP事業を、行政及び民間の双方にメリットがあるものとしていくため、「対等性」、「多様性」、「総合性」の3点をPPP事業の原則として推進します。

(1) 対等性の原則

行政と民間の双方がもつ資金、経営能力、技術などの資源について、適切な相互負担を行うとともに、双方に効果をもたらす取組みとします。また、課題や目標の明確化を行うだけでなく、実行段階を通して提案や意見など対話を継続して進めていくものとします。

(2) 多様性の原則

模範解答がない課題解決に向けて、絶対的な条件として公共的な視点を持つこととした上で、民間は主体的に提案や活動を行い、町は民間の規模や実績に関わらず課題解決に向けた効果の想定などを行い、様々な民間が参画、参加できる条件を整理しながら、連携の実施の是非を含めた検討を行うものとします。

(3) 総合性の原則

行政と民間の双方ともに、単一の担当部局などにとらわれない事業の検討及び実施に必要な体制を構築し、様々な関連性をもつ複数の課題の同時解決といった効果の発現及び向上の実現を図る取組みとします。また、ホームページなどの媒体を活用した積極的な公表を通して、支援者や協力者の確保など事業の効果向上を促進するとともに、透明性及び公平性の確保を図るものとします。

4 導入検討の対象とする事業

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する公共施設整備事業等事業で、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる事業を導入検討の対象事業(以下「対象事業」という。)として選定するものとします。

(1) 事業費基準事業

公共施設整備事業(建設、製造又は改修等)について、次の対象事業に該当する場合は、PPP手法導入の検討対象とします。

- ① 施設整備(設計・施工)を含む事業のうち事業費が5億円以上のもの
→事業費用の総額は、施設整備を従来手法で実施した場合の費用(設計から施工・引き渡しまでを含む)とします。
- ② 維持管理・運営等のみを行う事業のうち事業費が単年度で1億円以上のもの
→不特定多数が利用する施設や収益性が見込まれる施設は、民間の参入可能性が高いため積極的に検討することが求められます。
- ③ その他、PPP手法を活用することで、町や町民にとって有益であると考えられる事業
→①、②の基準に満たない場合でも、町や町民にとって有益であると考えられる場合はPPPの検討対象となります。他自治体の類似事例により効果が認められる場合や、施策等に基づき事業期間の

短縮を求められる場合などが挙げられます。

(2) 事務事業

PPP手法を導入することが効率的・効果的であると判断した行政事務等は、PPP手法導入の検討対象とします。

なお、法定受託事務など、法令等により町が直接実施することなどが定められているものは除きます。ただし、効果向上及び効率化の観点から必要と考えられる事務等については、内容の仕分けなど法令等の定める範囲での対応、検討を行うものとします。

(3) 対象事業の例外

対象事業に該当する場合においても、次のいずれかの事業に該当するときは、対象事業から除くものとします。

- ① 既にPPP手法の導入が前提の公共施設整備等事業又は事務事業
- ② 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備等事業のうち、管理運営に係る事業又は事務事業(事業の一部について法的に制限されている場合で、当該事業を除いた事業について導入が可能な場合を除く。)
- ③ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備等事業

5 導入のプロセス

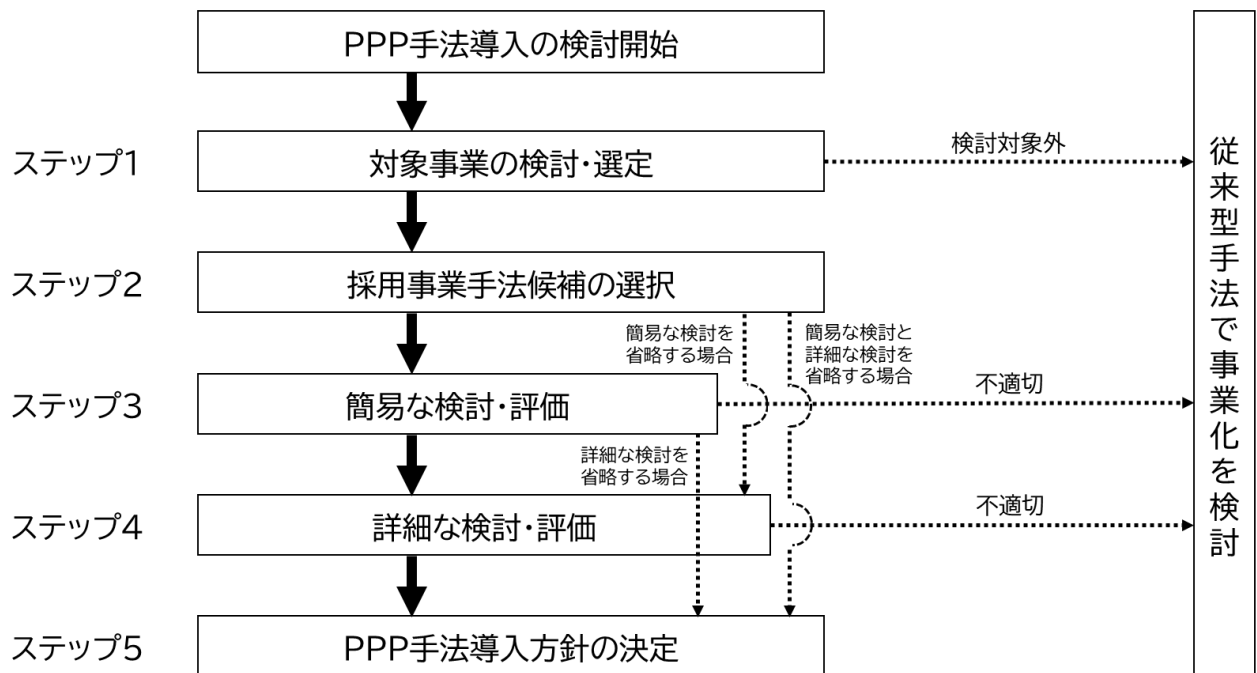
担当部署等は、事業内容の企画立案・構想段階から検討を開始します。具体的には以下に該当する時期です。

<事業発案のタイミング>

- ① 公共施設等の整備・維持管理・運営等に関する総合計画、個別計画等を策定または改定するとき
- ② 公共施設等の整備等の方針を検討するとき
- ③ 公共施設等の維持管理・運営等の方針(集約化または複合化を含む)を検討するとき

町による施設更新(整備、改修)が必要あるのか、公共サービスの提供方法の見直しを含め検討を行います。また、施設更新を行う場合にあっても、稼働率を向上させるよう規模を検討します。

<PPP手法導入の方針決定までのフロー図>



(1) ステップ1 対象事業の検討・選定

担当部署等は、「4 導入検討を対象とする事業」に基づき、対象事業の適否について検討、判断して対象事業の選定を行うものとします。対象事業に該当しないと判断したときは、従来型手法により実施することを検討するものとします。

(2) ステップ2 PPP手法候補の選択

担当部署等は、本導入指針に基づき、事業の期間、特性、規模等を踏まえ、最適なPPP手法の候補についてフロー図(P.5)及び参考資料(P.9)を参考に選択します。

この場合において、複数の事業手法について比較検討を行い、PPP手法の候補を選択するものとし、一つのPPP手法候補に絞り込むことが困難な場合は、複数のPPP手法の候補を選択できるものとします。

査や官民対話を踏まえた定性評価のみとすることも可能とします。

類似事例調査では、他の地方公共団体等の公表資料(実施方針等)の確認やヒアリング等を通じて、採用手法や想定される効果・課題、民間ノウハウの活用可能性、スケジュール等についてとりまとめます。官民対話では、サウンディング調査等を活用し、簡易な検討段階で検討する事項を踏まえて民間事業者への意見聴取を行います。

※1 「VFM(Value for Money)」とは、PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のことです。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合です。

担当部署等は、事業スキーム、定性及び定量評価結果、把握した多様な効果等を取りまとめ、導入可能性調査(詳細な検討)実施の適否等について総合的な評価を行います(別紙4:PPP導入可能性検討調書)。施策方針決定機関等ではその内容を踏まえ、導入可能性調査(詳細な検討)実施の適否について審議し、最終的に町長がその適否等の最終決定を行います。

(4) ステップ4 PPP手法候補の「詳細な検討」

担当部署等は、「詳細な検討」を行うこととしたPPP手法候補を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用する等により、次に掲げる項目について、PPP手法に関する導入可能性調査を実施し、PPP手法候補の適否について評価を行います。

<検討項目>

- ・ 従来型手法とPPP手法候補のメリット・デメリットに関すること。
- ・ 対象となる事業(業務)の範囲および要求水準に関すること。
- ・ リスク分担に関すること。
- ・ 従来型手法とPPP手法を導入した場合の費用総額の算出と比較に関すること。
- ・ PPP手法候補に公共施設等運営事業(コンセッション事業)等の既存の公共施設等に用いられる手法が含まれる場合にあつては、当該事業の長期契約への適否および既存の公共施設等の状態に関わるリスク分担(開示できる公共施設等の情報の内容を含む。)に関すること。
- ・ PPP手法候補に BTO 方式等の設計、建設又は製造及び運営等を一括して委託する手法が含まれる場合にあつては、当該事業の長期契約への適否に関すること。
- ・ その他従来型手法とPPP手法を導入した場合の比較に必要な項目に関すること。

なお、導入可能性調査は職員が実施することも可能です(「PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル」(内閣府)p1)。

(5) ステップ5 PPP手法導入方針の決定

PPP手法導入の方針について、担当部署等は、「簡易な検討」および「詳細な検討」の評価内容、または、それ

らを省略して当該採用手法の導入をすることとした内容について施策方針決定機関等に報告及び協議します。町長は、その審議結果を踏まえ、PPP手法導入の適否等の最終決定を行います。

PPP手法を導入することとした場合は、実施方針の策定・公表(PFI法の場合に必須 ※2)、特定事業の選定・公表(PFI法の場合に必須 ※3)、事業者の公募・選定・公表、契約の締結等、事業化に向けた取り組みを進めます。

※2 「実施方針」とは、特定事業の選定を行おうとする場合に、PFI法第5条に基づき必ず策定・公表をしなければならないものであり、民間事業者の募集及び選定に関する事項や責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項、公共施設等の立地及び配置に関する事項等を定めたものです。

※3 「特定事業」とは、PFI法において、公共施設等の整備等(公共施設等の建設、製造、改修、維持管理もしくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。)に関する事業(市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。)であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいいます。

PPP手法を導入しないこととした場合は、以下の内容を町のホームページに公表するとともに、従来型手法により実施するものとします。ただし、従来手法では事業の実現性に問題がある場合等には、担当部署等は事業化の断念も含めて事業内容を再度検討します。

<PPP手法を導入しないこととした場合の公表内容(公表時期)>

- ① PPP手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項(PPP手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期)
- ② 「簡易な検討」または「詳細な検討」の評価内容(入札手続の終了後等の適切な時期)

6 プロセスの効率化

PPPの導入には、検討プロセスや事業実施手続きが増えるため、一定の時間と労力が必要となります。しかし、以下に示す方法等により手続期間の短縮や事務負担の軽減が可能です。こうした工夫を行いながら、積極的に導入を検討することが重要です。

<PFI事業実施プロセスの効率化ポイント ※>

- ・ 基本構想と基本計画、基本計画と導入可能性調査といった複数の手続の一括実施
- ・ 事業化を図る上で重要な事項を早期に明確化し、庁内外の関係者と合意形成を図る
- ・ 事業実施手続の早期の段階において公共施設等の運営開始に向けた中長期のスケジュールを立案し、手続の中で待機期間が生じないよう工程管理をする

- ・ 事業実施手続の早期段階から民間事業者への情報提供と官民対話の実施、民間事業者の応札等の準備を促す

※『地方公共団体 PFI 事業実施手続効率化マニュアル』(令和 8 年 3 月内閣府)より改変

7 導入検討・推進体制等

導入検討にあたっては、担当部署等が主体となって進めます。担当部署等は、当該事業の関係部署と連携体制を構築します。検討内容については、関係部署と連携し、支援を得ながら、適宜、施策方針決定機関等で協議を行うものとしします。町長は、審議結果を踏まえ、PPP 手法導入の適否等の最終決定を行います。

協議については、調整会議や庁議、当該事業にかかる検討委員会等へ諮ることや、当該事業への PPP 導入にかかる検討委員会等を設置すること等が考えられます。検討委員会等を設置する場合は、必要に応じて、学識経験者、専門家等を委員とすることも検討します。この他、必要に応じて町長及び議会等への報告を随時行います。

また、PFI事業の実施経験を積み上げていく中で、事業実施手続や庁内意思決定に必要な書類の標準化を図り、PFI手法や事業実施手続に関するノウハウを組織として蓄積し、その後の公民連携の推進に寄与するよう努めるものとしします。

様式(別添)

別紙 1 事業概要調書

別紙 2 PPP 手法簡易定性評価調書

別紙 3 PPP 手法簡易定量評価調書

別紙 4 PPP 導入可能性検討調書

別紙 5・6 簡易な検討の計算表(内閣府)

参考資料

- ・事業方式の概要

令和 6 年10月 策定

令和 8 年2月 改訂

令和 8 年 5 月 改訂

参考資料

<事業方式の概要>

事業方式		方式の概要	業務範囲				施設の 所有権
			設計	建設	維持管理	運営	
従来型	従来方式(分離分割発注型)	通常の実施手法で、町の資金調達により、設計・維持管理・運営について、分離分割して民間事業者へ委託、発注する方式	町	町	町	町	町
PFI方式	BTO方式	民間事業者が自ら資金調達し、公共施設等の設計・建設(Build)を一体的に行い、施設完成後、施設の所有権を町に移転(Transfer)し、事業契約に定める期間、当該施設の維持管理・運営(Operate)を行う方式	民間	民間	民間	民間	町
	BOT方式	民間事業者が自ら資金調達し、公共施設等の設計・建設(Build)を一体的に行い、施設完成後、維持管理・運営(Operate)し、事業契約に定める事業期間終了後、当該施設の所有権を町に移転(Transfer)する方式	民間	民間	民間	民間	民間
	BOO方式	民間事業者が自ら資金調達し、公共施設等の設計・建設(Build)を一体的に行い、施設完成後、民間事業者が施設の所有権(Own)を有しながら維持管理・運営(Operate)し、事業契約に定める事業期間終了後、当該施設等を解体・撤去する方式	民間	民間	民間	民間	民間
	BT方式	民間事業者が公共施設等の設計・建設し、施設完成後、施設の所有権を町に移転する方式。維持管理・運営は、町が直営(委託)で実施	民間	民間	—	—	町
	RO方式	民間事業者が自ら資金調達し、町が所有権を有する既存の公共施設等を民間事業者が改修・補修(Rehabilitate)し、改修後、民間事業者が維持管理・運営(Operate)する方式	民間	民間	民間	民間	町

	公共施設等運営権方式(コンセッション方式)	町が所有権を有する利用料金を収受する公共施設等の運営権を民間事業者が取得し、施設の維持管理・運営を行う方式(ウォーターPPPを含む)	—	—	民間	民間	町
	Park-PFI	都市公園法に基づき、公園内に収益施設を民間が整備・運営し、その収益で公園管理を行う制度。施設整備と管理運営を一体で民間に任せ、公園機能の向上を図る手法	民間	民間	民間	民間	町
PFI 以外の手法	指定管理者制度	地方自治法に基づき、民間事業者の人的資源やノウハウを活用し、町の公の施設の維持管理・運営の管理者として指定した民間事業者(指定管理者)に包括的に実施させ、サービスの向上、コスト削減を図り、管理運営の効率化を図る手法	—	—	民間	民間	町
	包括的民間委託	公共施設等の維持管理・運営について、複数業務を複数年度の性能発注する業務委託方式	—	—	民間	民間	町
	DBO 方式	民間事業者が公共施設等の設計(Design)・建設(Build)・維持管理・運営(Operate)を一括して発注する方式	民間	民間	民間	民間	町
	DB 方式	民間事業者が公共施設等の設計(Design)・建設(Build)を一括して発注する方式	民間	民間	町	町	町
	リース方式	民間事業者が自ら資金調達し、施設を建設し、町に当該施設をリースする方式 運営は町が直営(委託)する方式	民間	民間	民間	町	民間